

(協議事項)

市役所新庁舎の建設について

1 趣旨

建設計画を進めている松本市役所新庁舎の建設候補地(案)を、現庁舎が建つ現在地とし、有識者による検証を進めることについて、協議するものです。

2 経過

- 29.1.13 第1回新庁舎建設検討庁内委員会
23 検討の進め方、ロードマップ(案)について庁議で協議
- 2.8 現在地を軸に候補地(案)の検討を進める手法を含む進め方、ロードマップ(案)について総務委員協議会で協議し、了承
- 3.17 市議会2月定例会において、候補地(案)を検証する有識者会議に係る経費を含む平成29年度当初予算が議決
- 5.16 第4回新庁舎建設検討庁内委員会で、候補地(案)を集約
29 建設候補地(案)を現在地とし、有識者による検証を進めることについて庁議で協議

3 庁舎の現状

(1) 面積

敷地面積	12,048㎡ 都市計画道路及び二項道路の拡幅部分を除く。汎用GISの三斜による面積
延床面積	17,362.71㎡ 本庁舎、東庁舎、東庁舎別棟他、大手事務所、今後建設する北別棟を含む。

(2) 主な問題点

<p>建物・設備の老朽化</p> <p>本庁舎等の主要建物は、建築から相当年数を経過して老朽化しており、将来、来庁者の安全安心に支障が生じかねない。</p>
<p>非効率な配置</p> <p>来庁目的に応じた、利便性と満足度の高い行政サービスが効率的に提供できる庁舎となっていない。</p>
<p>事務室の狭あい化</p> <p>現職員数で約900㎡の不足(北別棟の建設により約500㎡が解消される予定)が生じており、職員だけでなく、来庁者にとっても機能的な庁舎環境となっていない。</p>
<p>会議室等の不足</p> <p>現状で約400㎡が不足し、打合せスペースも不十分。また、臨時的な事業が発生した場合の市民対応窓口等の設置が困難</p>
<p>その他スペースの不足</p> <p>福祉系職場の相談室や市民の待合スペース、民間との協働の場等が不足。また、災害時における危機管理拠点としての機能が不足</p>

4 建設場所検討の進め方

現庁舎の位置を決定した際の経緯を踏まえ、行政として責任をもって検討し、有識者の検証を経るとともに、市議会と協議して選定することとし、新庁舎建設検討庁内委員会において、次のとおり検討を進めました。

- (1) 現在の庁舎がこの地に建っているという事実を踏まえ、まずは、現在地での建替えの可能性を調査
- (2) 加えて、現在地が、過去の決定経緯だけでなく、将来の松本のまちづくり等を見据えた上で庁舎用地として真にふさわしいかを、様々な視点で検証
- (3) 更に、市民等から意見のあった場所について、当該地周辺の市有地の有無や都市計画等各種計画との整合性等を整理し検証
- (4) (1)～(3)による調査・検証の結果から総合的に判断

参考：現庁舎の位置を決定した際の経緯

- ・庁舎の位置について女鳥羽川の北がわと南がわに市議会や市民の意見がわかれた…。
- ・松岡市長は、（中略）三十一年十二月の市議会で、「日本銀行松本支店の北側の地蔵清水が第一候補」と表明した。同所に市有地があり、将来の都市計画を松本城を中心に考えて市庁舎の位置を決めようとした…。

（以上、松本市史から抜粋）

5 検討結果

(1) 建設場所（案）

現在地を新庁舎の建設場所とします。

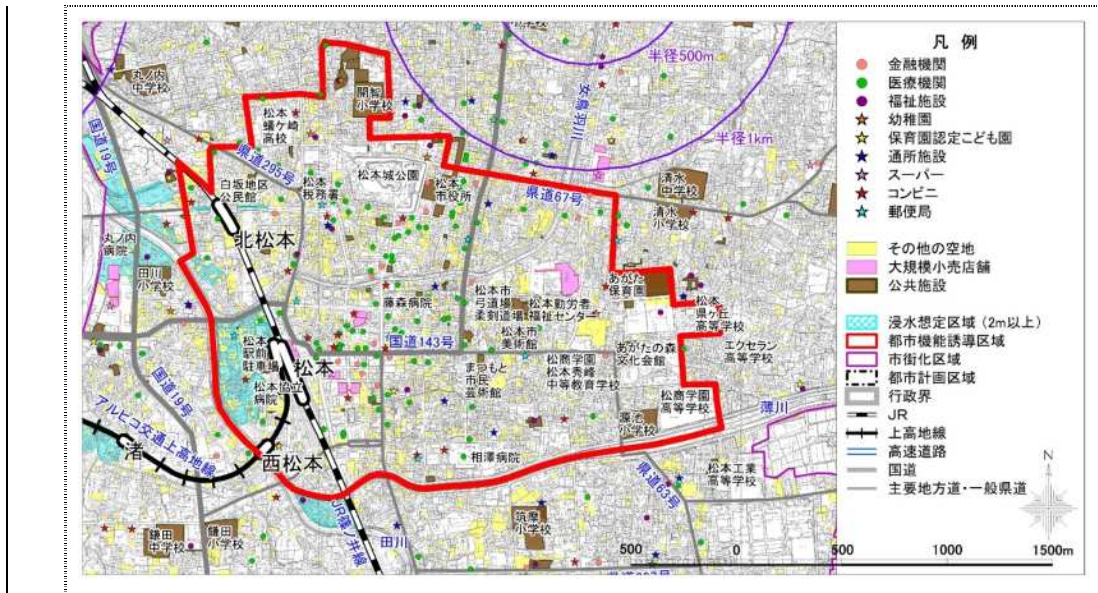
(2) 選定理由

ア 現庁舎の敷地において、現時点で試算した規模の新庁舎が、概ね建設可能と考えられること。

新庁舎面積の試算	約 24,700㎡～26,800㎡（試算による最大値）
建築可能延床面積	約 29,000㎡（試算による最大値）

イ 従来から進める松本のまちづくりや市政運営の方針等と整合を保てること。

松本城を中心としたまちづくり	「松本城を中心とした将来の都市計画を想定して」現庁舎の位置を定め、現在も引き続き「松本城を中心としたまちづくり」を進めている。
都市計画マスタープラン（平成22年3月策定、25年3月一部改定）	都市型複合業務ゾーン（官公庁施設を始めとする業務施設が立地する松本城周辺地区及び中心商業業務ゾーンの外縁部）
立地適正化計画（平成29年3月策定）	都市機能誘導区域のうち、都市構造の核となる「都市中心拠点」として、主要な行政施設（主な既存施設：市役所本庁舎）を誘導する区域



ウ 庁舎用地としてふさわしいと認められること。

歴史性 ・将来性	過去～現在において、松本の政治・行政の中心地であり、市役所所在地として市内外に広く認知されていること。
利便性	交通アクセス手段が確保されていること。他の官公署と連携を図る際にも特段の支障がない位置であること。
実現性 ・実用性	法令上の制約や土地利用計画を変更せず建設が可能であること。直下に活断層が確認されていないこと。
経済性	周辺道路、電気・上下水道等インフラが整っていること。新たに大規模な用地を取得せずに建設が可能であること。

エ 市民等から意見を受けた建設場所（現在地以外）の検証

	検証の概要
深志2丁目 交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の『中心商業業務ゾーン』 立地適正化計画の都市機能誘導区域で、主要な行政施設を誘導する『都市中心拠点』 周辺に新庁舎建設に十分な市有地がない。
合同庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の『田園環境保全ゾーン』 立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲外 農振農用地（青地）
南松本駅付近	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の『都市型住宅ゾーン』 立地適正化計画の都市機能誘導区域内だが、『地域拠点』であり、主要な行政施設を誘導する区域には該当しない。 現在、商業施設として営業中の土地
平田駅西側	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の『田園環境保全ゾーン』 立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲外 農振農用地（青地）

(3) 留意事項

次の事項には特に留意し、新庁舎の適切な規模、建物や機能の配置等の検討を進める必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・景観配慮 ・眺望配慮 ・圧迫感の払拭 ・機能的な配置 ・機能分離・周辺住民との調整 ・仮庁舎を含めた建設手順 ・埋蔵文化財調査・中核市の検討状況（保健所の取扱い） ・働き方の変化 ・人口減少・行政サービスのあり方の変化 等 |
|---|

6 今後の予定

- (1) 有識者で構成する（仮称）新庁舎建設候補地案検証委員会を設置し、専門的見地から検証を受けます。
- (2) 検証結果を踏まえ、市議会と協議の上、建設場所を決定します。